

## 発第2号～第6号で、関西新幹線サービックと団体交渉！

「要員に関する申し入れ」「年次有給休暇に関する申し入れ」  
「第一事業所検修作業及び第二事業所ホーム検査業務のJR直轄化に関する申し入れ」  
「京都事業所営業二科における新型コロナウイルス感染に関する緊急申し入れ」  
「第二事業所における新型コロナウイルス感染に関する緊急申し入れ」

地本は2月15日、関西新幹線サービックに申し入れていた「発第2号から第6号」の20項目についての団体交渉を行いました。昨年11月18日に「発」第2号を申し入れてからなんと3ヶ月後の団体交渉の開催です。

当日の参加者は、サービック本社から尾浦企画部担当部長、友重人事部担当部長、藪中人事勤労課係長、八木人事勤労課係長、佐藤人事部管理課科長、組合側は柳楽地本副委員長、関西地区分会の山下分会長、原野分会書記長、藤廣執行委員、柿本特別執行委員です。

申し入れに対する回答は以下の通りです。

### 要員に関する緊急申し入れ JR東海労幹関西地「発」第2号 2021年11月18日

1. 各事業所における要員不足の状況を明らかにすること。  
【回答】要員は、会社として責任をもって適切に配置しており、事業の運営に影響を及ぼすよう不足は発生していない。
2. 要員不足解消にむけた取り組みを明らかにすること。  
【回答】必要な要員の確保については、引き続き新規採用等に努めていく。
3. 出向社員がJR東海を退職後に、関西新幹線サービックに雇用を希望した場合は採用すること。  
【回答】社員の採用については、会社が責任をもって行うものと考えている。

### 年次有給休暇に関する申し入れ JR東海労幹関西地「発」第3号 2021年12月2日

1. 各事業所における年休の発給状況を明らかにすること。また、各事業所における予備率を明らかにすること。  
【回答】各事業所とも年休を十分に発給していると認識している。また、予備率を明らかにする考えはない。
2. 各事業所における時季変更権行使の状況と時季変更権を行使したときの努力を明らかにすること。また、時季変更権を行使したときは社員などに直接通知すること、および時季変更権を行使したときの社員などに対する通知について明らかにすること。  
【回答】各事業所とも年休を十分に発給しており、時季変更権を行使する機会は比較的少ないと認識しているが、時季変更権を行使した際は、勤務指定時において関係社員には分かるようにしている。
3. 第一事業所において実施されている年休抽選を、社員などが厳正な抽選であると納得出来る内容（抽選担当者、順番など）で公表すること。  
【回答】抽選は、第三者が確認できる公正な方法で実施しており、結果を特別に公表するつもり

はない。なお、社員からの問い合わせに応じ、抽選結果をお知らせしている。

4. 労働基準法第39条7項（年休を付与した日から1年以内に5日の年休を取得させる）に違反する事例があるのか明らかにすること。

【回答】2020年度新大阪第一事業所にて1名の社員が年休付与日から一年間に4日間しか時季指をしなかったことがあった。その状況が確認された後、すみやかに労基署に対して報告するとともに再発防止に勤めている。

5. 第一事業所において、本人の同意なく特休の指定日が移動されている。本人の同意のない特休の指定日の移動はやめること。

【回答】前月25日に発表した勤務について、発表後に本人の同意なく特休日を移動したことはない。なお、特休日であっても業務上の必要があれば勤務を命じる場合がある。

6. 第一事業所業において、残業前提の勤務が指定されている。残業前提の勤務指定はやめること。

【回答】日々の列車運行状況に応じ、必要な超過勤務を指示することはあると認識している。

### 第一事業所検修作業及び第二事業所ホーム検査業務のJR直轄化に関する緊急申し入れ

J R 東海労幹関西地「発」第4号 2022年1月12日

1. 現在、第一事業所検修作業及び第二事業所ホーム検査業務を担当している出向者に対して、サービックとして検修作業及びホーム検査業務のJR直轄化に伴う説明を早急を実施すること。

【回答】本日、2月15日から説明するように指示した。

### 京都事業所第二事業所における新型コロナウイルス感染に関する緊急申し入れ

J R 東海労幹関西地「発」第5号 2022年1月19日

1. 京都事業所営業二科における新型コロナウイルス感染状況および対策を明らかにすること。

【回答】2022年1月上旬より、複数名の社員が新型コロナウイルス検査で陽性判定されたが、同月下旬には全員が問題なく就労している。対策としては、引き続き、食事時間中以外にはマスクを着用することや、執務内の換気をこれまで以上に気を付けて行うこと、細目にな手洗いや手指の消毒を行うことを指導している。

2. 感染者および濃厚接触者に指定された社員の勤務の取り扱いを明らかにすること。

【回答】保健所の指導などにより就業を制限しているが、個別の勤務の取扱いについては該当社員に直接指示しており、この場で明らかにする考えはない。

3. 京都事業所営業二科における新型コロナウイルス感染状況を感染拡大防止の観点から各事業所などに周知すること。

【回答】これまで通り、必要に応じて周知している。

4. 京都事業所営業二科における新型コロナウイルス感染状況が収束するまで京都駅の案内所を閉鎖すること。

【回答】そのような考えはない。

### 第二事業所における新型コロナウイルス感染発生に関する緊急申し入れ

J R 東海労幹関西地「発」第6号 2022年1月31日

1. サービックとして新型コロナウイルス感染者が発生したときの対応マニュアルがあるのか明らかにすること。また、対応マニュアルがあるなら社員に開示すること。

【回答】2020年5月に基本的な対応方針をまとめた文書を事務連絡として会社周知し、マニ

ュアルとしてきた。また長引く（コロナ禍）で対応ノウハウは蓄積され、都度、車内各部所間で連携することにより会社全体として十分な対応ができていると考えている。今後も緊張感を持ち、J R東海と興津認識のもと、適切にコロナ禍に対応する。

2. 今回の第二事業所の新型コロナウイルス感染者に対する濃厚接触者の判定は、誰がどのような内容で行ったのか明らかにすること。

【回答】（今回）が具体的示す内容が不明であるが、新型コロナウイルスの検査で陽性判定を受けた者について、その濃厚接触者の判定は原則として保健所が行うと認識している。

3. 濃厚接触者の定義に「近い席で長時間過ごした」「換気の悪い空間で長時間一緒に過ごした」とあるが、第二事業所営業科（遺失担当、車いす担当）の詰所は狭く換気も十分ではない。一緒に仕事をした社員が濃厚接触者に指定されてもおかしくない詰所の環境（特に換気）を早急に改善すること。

【回答】2022年1月上旬より、扉を部分開放して、常時換気を行うなど、可能な限りの配慮を行っている。今後も、各所事業所で感染防止対策を徹底する。

4. 同じ詰所に長時間一緒にいた社員に対して、感染者発生の連絡と社員の体調管理（体温の測定など）を行わなかった理由を明らかにすること。

5. 新型コロナウイルス感染者が発生したときは、濃厚接触者の指定に関係なく、同じ詰所で長時間一緒に仕事をした社員に対して、新型コロナウイルス感染者発生の連絡と体調管理を行うこと。また、必要と判断すればPCR検査や抗原検査を実施すること。

【回答】4と5は一緒に回答する。

具体的にいつの事例に対する申し入れか不明であるが、必要に応じ、新型コロナウイルスの検査で陽性判定を受けた社員と接触した社員は、その旨を知らせ、詳細な状況を確認している。また、陽性判定を受けた社員がいれば、その旨を関連事業所において点呼などで周知し、注意喚起を行っている。社員の体調については、通常時から出勤時に点呼で確認を行っているほか、一部事業所に体温測定を自動で行う仕組みを導入するなど、自ら体調管理をすることを奨励している。

6. 第二事業所営業科の社員は行政からエッセンシャルワーカーとして指定されているのか。また、指定されているなら指定日を明らかにすること。

【回答】

新大阪第二事業所営業科の業務は、いわゆる「エッセンシャルワーカー」であると考えており、今般の濃厚接触者に指定された者の就業を停止する期間を短くする必要があるれば、保健所などにその旨を連絡する。

## 関西サービックの回答は・・・

現場の実態把握に基づくものとはほぼ遠い回答でした。

「要員問題」では、断面で一部の労働に休日労働は発生しているが、全体として不足は発生していないというのがサービック本社の認識です。しかし、現に「係長の下位職代行」や「休日出勤」によって当日の要員の穴埋めがされていることに、要員不足は示されているのです。当日の足りない要員確保を「休日出勤」によってなされていることから、いわゆる「予備用要員」はいないということが明らかになりました。

## 「年休抽選の結果を特別に公表するつもりはない。」と回答

しかし、第一事業所を見れば、1月からファイルで結果を閲覧できるように変更しています。

## 「超過勤務」について・・・

会社は、「日々の列車運行に応じ、必要な超過勤務を指示することはある」という姿勢に対して、組合から超過勤務ができるか否かの確認は個別に行うべきことを強く主張しました。

## コロナウイルス感染防止について

会社は、働く者に対して「マスクしろ、食事中は会話をするな、私生活では、飲みに行くな」と言っていますが、会社自らが社員のための「感染防止対策」を積極的に行うべきことを強く要請しました。